



## 再処理・リサイクル部会規約

平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認

### (目的)

第 1 条 本規約は、組織規程 (0103) 第 5 条ならびに部会規程 (1002) に基づき設置する再処理・リサイクル部会の組織・運営について定めることを目的とする。再処理・リサイクル部会（以下、「部会」という）は、再処理またはリサイクルに関する研究もしくはそれらの進展・普及等に関する研究・調査活動を支援することにより、再処理およびリサイクルの発展に貢献することを目的とし、設置する。

### (運営)

第 2 条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

### (事業)

第 3 条 本部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 定期的に、「部会報」を発行し、部会員の相互交流を深めるとともに、再処理に関わる国内外の情報伝達を図る。
- (2) 研究会、セミナー、講演会、講習会、見学会等を適宜開催する。
- (3) 再処理等に関わる国内外の関連学協会、諸機関と連絡をとり必要に応じて研究会等を共催する。
- (4) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等の活動に積極的に協力する。
- (5) 研究、調査および評価等のためのグループを組織して、研究者間の交流と関連分野の研究活動を支援する。また、影響の大きい研究成果等に対しては学術研究的立場からの第三者評価をおこない、国民社会の科学的な認識の向上・啓発に資する。
- (6) 日本原子力学会の年会大会、部会の関与に関する研究会等で発表された部会員の再処理等の研究に関する優秀な論文等について、学会誌への投稿を積極的に激励する。
- (7) その他、適切な事業を適宜実施する。

### (会員資格)

第 4 条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

### (部会費)

第 5 条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約 (0000-06) にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に

申し出る。

(運営組織)

第6条 部会の運営にかかわる重要事項を審議決定するため運営小委員会を設置する。運営小委員会は部会長1名、副部会長および運営委員若干名によって構成される。部会長および運営委員(副部会長含む)は部会員の中から部会員の直接選挙で選ばれる。部会長および運営委員(副部会長含む)の選挙にあたっては、部会長の指名する選挙管理小委員会を設ける。運営委員の任期は4月から翌々年3月までの2年間とする。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

2 各委員は、部会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

(運営費)

第9条 部会は、部会配布金、事業収入、賛助金をもって運営することを基本とする。

2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。

第10条 運営費の予算、決算については、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(改定)

第11条 本規約の改定は、再処理・リサイクル部会運営小委員会が起案し、再処理・リサイクル部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第12条 本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

- 1 平成22年10月1日 第512回理事会改定、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成13年3月21日 第431回理事会、研究部会決定
  - ② 平成15年5月 改正

- ③ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定
- ④ 平成 28 年 9 月 7 日 第 31 回再処理・リサイクル部会全体会議承認, 平成 29 年 3 月 15 日 部会等運営委員会メール報告, 平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 29 年 3 月 21 日承認の規約は, 理事会承認の日から施行する。